

日仏租税条約第13条第2項(b)の適用に関する
証明書の交付請求書に係る事績整理票(事前審査用)

申出年月日 . . . 起 案 . . . 決 裁 . . . 庁連絡年月日 . . .		決裁 (合議) 欄	課 名	課 長			
			審理課(審理官)				
			課				
			課				
局 名(担当者名)		局 課 (電話) 9 - -					
申 出 者	法 人 名						
	納 税 地	〒	(電話番号)				
	連絡先担当者	(役職等)	(電話番号)				
組織再編成の態様	合 併	分 割	現物出資	現物分配	株式交換	株式移転	その他
【請求の対象となる組織再編成の概要】							
【検討結果】							
処 理	連絡年月日(. . .)						
	<input type="checkbox"/> 証明書発行「可」・・・ <input type="checkbox"/> 事務運営指針2(3)イの①～④を連絡 <input type="checkbox"/> 証明書発行「不可」・・・ <input type="checkbox"/> 証明書が発行できない旨を連絡 <input type="checkbox"/> 請求書等の提出予定日(. . .)を聴取						

【検討内容】

「日仏租税条約第 13 条第 2 項（b）の適用に関する証明書の交付請求書に係る事績整理票（事前審査用）」の記載要領

1 日仏租税条約第 13 条第 2 項（b）の適用に関する証明書の交付請求書に係る事績整理票（事前審査用）（以下「事前審査事績整理表」という。）は、日仏租税条約第 13 条第 2 項（b）の適用に関する証明書の交付を受けようとする内国法人から事前審査の申出があった場合に作成する。

2 事前審査事績整理表の各欄は、次により記載する。

- (1) 「申出年月日」欄には、日仏租税条約第 13 条第 2 項（b）の適用に関する証明書の交付を受けようとする内国法人から事前審査の申出があった年月日を記入する。
- (2) 「起案」欄には、起案を行った年月日を記入する。
- (3) 「決裁」欄には、決裁を行った年月日を記入する。
- (4) 「庁連絡年月日」には、国税庁審査担当課から事前審査結果について連絡を受けた年月日を記載する。
- (5) 「決裁（合議）欄」には、担当課を記載の上、決裁等に使用する。
- (6) 「申出者」欄には、申出を行った内国法人の法人名、納税地、本申出に係る担当者及び連絡先を記入する。
- (7) 「組織再編成の態様」欄は、申出の基となる組織再編成について、該当する部分を○で囲む。
- (8) 「検討結果」欄は、原則として、初葉に記載するものとし、「請求の対象となる組織再編成の概要」について初葉に記載しきれない場合、次葉に記載する。
- (9) 「処理」欄には、国税庁審査担当課から連絡を受けた事前審査結果について、申出者への連絡年月日を記載し、源泉地免税証明書交付の可・不可及び連絡内容にチェックマークを付す。

なお、事務運営指針 2 (3) に掲げる具体的な連絡内容等は次のとおりである。

イ 源泉地免税証明書の発行が「可」であるとき

〔連絡内容〕① 源泉地免税証明書の発行が可能であること。

② 請求に当たっては別紙様式 2 「日仏租税条約第 13 条第 2 項(b)の適用に関する証明書の交付請求書」（以下「請求書」という。）を使用すること。

③ 請求書及びその請求内容を確認するために必要と認められる書類（以下「添付書類」といい、請求書と合わせ以下「請求書等」という。）は、いずれも 2 部を国税局担当課に提出すること。

④ 請求書等の内容と事前審査の際に聴取した事実関係が異なっている場合には源泉地免税証明書が発行されない場合があること。

〔聴取内容〕請求書等の提出予定日

ロ 源泉地免税証明書の発行が「不可」であるとき

〔連絡内容〕源泉地免税証明書の発行ができないこと。